

Nutreco 一般販売条件 (N/GCOS/1301)

定義

売主：見積書及び／または注文書に記載された Nutreco の法人または事業体

買主：売主との間で製品及び／またはサービスの購入に関する購入契約を締結する法人

製品：購入契約に明記された製品

第 1 条 適用範囲

本一般販売条件は、売主との間で合意されたすべての購入契約、売主によるすべての提案及び見積書、ならびに売主が提供するすべての納品及びサービスに対して適用され、当該契約に組み込まれるものとします。本一般販売条件の変更は、当事者の権限ある代理人により書面で署名された場合を除き合意されず、特定の購入契約に対する変更は、書面による明示的な確認がなされない限り、他の購入契約には適用されないものとします。

第 2 条 オファー及び契約

1. 売主により発行された見積書は、拘束力のあるオファーを構成するものではありません。
2. 買主により提出された注文は、本一般販売条件及び売主からの該当する見積書の条件に基づき、売主との間で購入契約を締結するオファーを構成します。
3. 当該オファーは、売主による注文の書面による承諾、注文に対する口頭での承諾、あるいは売主が購入契約の内容に合致する義務の履行を開始することにより受諾されたものと見なされます。

第 3 条 納品

1. 記載された納期はあくまで目安であり、記載納期後の納品は売主による契約違反とは見なさず、買主が救済措置を請求する権利を付与するものではありません。納品された製品は、包装、容積／寸法、構成に関して購入契約書の記載内容と異なる場合があり、当該差異が製品の通常の使用に悪影響を及ぼさない限り、売主による契約違反とはならず、買主にいかなる救済措置の権利も生じないものとします。
2. 製品は、購入契約書に記載された条件に従い、あるいは当該引渡条件が存在しない場合には、売主の施設での「運送人渡し」(FCA) により、常に購入契約締結時に効力を有する最新版インコタームズの規定に従い引渡されるものとします。売主は製品を分割して納品することができます。
3. 買主は、売主に対し買主の代理として製品の輸送を手配するよう請求することができるものとします。この場合、買主は当該輸送に関連する一切の費用及びリスクについて責任を負うものとします。
4. 買主は売主による製品の納品を承諾する義務を負うものとします。買主が当該納品を受領しない場合、売主は製品を保管することが可能であり、買主は売主が負担した関連費用及び経費の全額を売主に償還した上で、製品の購入代金を引き続き支払う義務を負うものとします。この場合、売主は当該製品を隨時第三者に転売することができ、その際には買主は、売主に対して、買主との購入契約で合意された購入価格を下回る差額、及び保管に関連して売主が負担した一切の費用・経費を補償するものとします。
5. 当事者が購入契約書に記載された製品の説明内容の変更に合意した場合、売主は自らの裁量により、買主に通知を交付することにより、購入契約書に記載された納期を変更することができます。当該通知は受領と同時に効力を生じます。

第4条 苦情、検査義務及び遵守

1. 製品の納品に先立ち、売主は自己の費用負担でサンプルの取得を許可することができるものとします。また、売主は当該サンプルを自らの選択する期間保持することができます。
2. 買主は、売主より納品された製品を直ちに検査する義務を負うものとします。買主は、製品の目視可能な欠陥（数量、寸法、重量、「消費期限」、品質に関する苦情を含むがこれらに限定されない）に関する苦情を、可能な限り速やかに、また遅くとも納品後(30)日以内に書面にて提出する必要があるものとします。当該手続きを怠った場合、買主は当該欠陥に関して一切の救済措置を講じることができず、売主は義務を完全に履行したものとみなされます。
3. 買主は、製品に関する不可視の欠陥に関する苦情を、可能な限り速やかに、かつ遅くとも欠陥を認識した日、または認識すべきであった日から(8)日以内に、書面にて提出しなければなりません。また、推奨される「消費期限」がある場合にはその期限から(8)日以内、消費期限がない場合には製品納入から 3 ヶ月以内に提出する必要が、これを行わなかった場合には、当該欠陥に関して買主は救済措置を一切有せず、売主は義務を完全に履行したものとみなされるものとします。
4. 買主が購入した製品について（本第 4 条に従い）苦情を申し立てる場合、売主の要求に応じて、売主が製品から 1 つ以上のサンプルを取得する機会を与えるものとします。その後、売主がその裁量により選定した独立機関に対し、買主の費用負担で、売主が取得したサンプル（売主の裁量により、第 4 条(1)または本条第 4 条(4)のいずれかに基づくもの）を試験し、買主が主張する製品の欠陥が存在するかどうかを立証するよう指示するものとします。当該独立機関は、当該業界における慣行的なサンプリング及び試験手順に準拠した試験方法について、売主から指示を受けるものとします。買主が主張する欠陥に関する当該独立機関の事実上の結論は、製品の品質に関する決定的な証拠として、当事者によって受け入れられ、かつ拘束力を有するものとします。
5. 売主の書面承諾がない場合、買主は製品を売主に返送してはなりません。書面による別段の合意がない限り、返送費用は買主が負担するものとします。
6. 買主は、請求書に関しての苦情を、請求書受領後(14)日以内に書面で売主に提出する必要があり、これを怠った場合は、当該請求書は正確であるとみなされます。

第5条 価格

1. 購入契約書に別段の定めがない限り、合意されたすべての価格は売主の法定通貨建てであり、消費税及びその他の政府課税を含まず、これらは買主が負担するものとします。
2. 価格は、当該製品が価格表に含まれる範囲において、買主からの注文日に有効な売主の価格表に従って、あるいは購入契約書に別段の定めがある場合にはその定めに基づき、固定されるものとします。
3. 取り決められた価格は、売主が買主の注文を受諾した時点の市場状況に基づきます。売主は、購入契約日から納品日までの間に、価格を（共に）決定するコスト要因（製品、原材料、輸送、人件費、保険、為替レート、税金、その他の金融費用の市場価格を含むがこれらに限定されない）が上昇した場合、買主に通知することにより、隨時合意価格を調整する権利を有するものとします。価格の上昇額が当初価格の 10%を超える場合、買主は、売主が価格上昇の通知を行った日から(3)日以内に、売主に対して書面で通知することにより、購入契約を解除することができます。

第6条 支払

1. 買主は、請求書に記載された支払条件に従い、すべての請求書を支払うものとします。当該条件がない場合、支払期日は請求書発行日から(14)日以内とします。買主は、購入契約に基づき支払義務のある全額を支払うものとし、いかなる理由による相殺、控除または反訴も主張もできないものとし、当該金額は売主の銀行口座または郵便振替口座への振込により全額支払われるものとします。
2. 売主は、買主が延滞金額の全額を支払うまで、その他の契約に基づく義務を含む買主に対する一切の義務の履行を停止する権利を有します。

3. 買主が売主に対する支払期日までに支払うべき金額を支払わなかった場合、買主は延滞金額に対し、EURIBOR（30日物預金）に年2%を加算した利率による利息を支払うものとし、当該利息は支払期日から延滞金額の支払日まで毎日発生するものとします。
4. 買主が清算された場合、破産宣告を受けた場合、または支払猶予が認められた場合、買主の義務の履行は請求に応じて主張することができるものとします。
5. 売主は、その裁量により、いかなる時でも以下の措置を講じることができるものとします：買主が売主に支払うべき金額の一部または全額の前払いを要求すること；当該金額に関して売主が満足する第三者保証の取得を買主に要求すること；売主が承認する銀行による不可撤回信用状による支払いを要求すること。買主が各措置を履行しない場合、売主は製品の納品を停止する権利を有するものとします。

第7条 所有权の留保

1. 売主は、買主が以下の代金等の全額を支払う（決済済み資金による）まで、購入契約に基づき納品する製品の所有権を留保するものとします：
 - a. 製品の代金；
 - b. 当該購入契約に基づき実施済みまたは実施予定の作業の代金；
 - c. 当該購入契約に基づき納品済みまたは納品予定の製品の代金、及びその他の購入契約に基づき実施済みまたは実施予定の作業の代金；ならびに
 - d. 購入契約に対する買主の違反に関連する請求に基づき支払われるべき請求金額。
2. 製品の所有権が買主に移るまで、買主は売主の事前の書面承諾なしに、当該製品を担保に供する権利、その他の方法で権利の設定や処分する権利を有しないものとします。売主が所有権留保に起因する権利を行使する旨を書面で買主に通知した場合を除き、買主の通常の事業活動の一環としての再販売は認められます。
3. 買主は、買主が上記代金等の全額を支払うまでは各購入契約に基づき納品された製品を識別可能な状態で分別保管し、かつ当該製品を合理的な注意をもって取扱わなければなりません。
4. 買主は、売主の所有権が行使される場合、売主が納品済み製品を回収する目的で買主の区域に立ち入ることを許可し、買主はこれに伴う売主から要請されるすべての協力を提供するものとします。

第8条 責任及び補償

1. 購入契約のいかなる規定も、不正行為に対する売主の責任、あるいは適用法令により制限または免除できない範囲における責任を制限または免除するものではありません。
2. 売主の責任総額は、購入契約に基づく、またはこれに関連する一切の請求（契約上、不法行為（過失を含む）その他を問わず）に関し、購入契約に基づき買主が支払った、または支払うべき価格に相当する金額を超えないものとします。
3. 売主の責任総額は、購入契約に基づき合意された各製品の納品に基づく、またはこれに関連する一切の請求（契約上、不法行為（過失を含む）その他を問わず）に関し、当該納品について買主が購入契約に基づき支払った、または支払うべき金額を超えないものとします。
4. 売主の責任総額は、購入契約に基づき合意された各サービスの提供に基づく、またはこれに関連する一切の請求（契約上、不法行為（過失を含む）その他を問わず）について、当該サービスに関する買主が購入契約に基づき支払った、または支払うべき金額を超えないものとします。
5. 売主は、契約上または不法行為（過失を含む）その他のいかなる場合においても、以下の事項について一切の責任を負わないものとします：利益または予想利益の損失、収益または収入の損失、信用の毀損、または性質を問わず間接的または結果的な損失。
6. 買主は、買主による製品の転供、あるいは加工に起因し、またはこれに関連して第三者から提起された請求に関連して生じた一切の責任、費用及び支出について、売主及びその関連会社、従業員、代

理人を補償するものとします。買主は、かかる転供または加工に起因し、またはこれに関連して生じる第三者請求に関する、十分な保険を購入し維持することが求められます。

7. 買主は、購入契約に起因または関連して生じた請求権について、契約上、不法行為（過失を含む）その他いかなる法的根拠に基づくものであっても、当該請求権の原因となる事情が発生した日、もしくは買主が当該事情を合理的に認識すべきであった日のいずれか遅い方の日から(12)か月を経過した後に、売主に対して請求を行う権利を有しません。

第9条 助言、報告等

売主が買主に対して助言及び／または技術支援を提供する場合、買主は当該助言及び支援の正確性、ならびに完全性に依拠してはならないものとし、売主はこれらを保証しないものとします。また、当該助言及び支援に起因または関連して生じる売主の責任は、法律で認められる最大限の範囲において免除されます。

第10条 内容及び保証

1. 本第10条に定める免責事項に従い、売主は、適切に保管された場合、製造時点から表示された「消費期限」まで、納入する製品の組成が包装に記載された内容、または購入契約で合意された仕様（該当する場合）と同一であることを保証するものとします。「消費期限」が表示されていない場合、消費期限は納入日から(3)ヶ月とします。本保証は唯一の保証であり、買主は製品の組成が時間の経過、温度、湿度その他の環境要因により変化し得ることを認識し、両当事者はこれに同意します。
2. 購入契約書に規定されている場合を除き、適用される法律により默示される一切の保証、条件及びその他の条項は、法律により許容される最大限の範囲において、購入契約から除外されるものとします。
3. 合意された仕様は、買主に別段の通知がある場合を除き平均値であり、納品時に有効な分析公差は当該平均値に適用されるものとします。試験データは特定の条件下でのみ取得されるため、製品毎及び状況毎に結果が異なる場合があります。画像、図面、試験結果及び／またはサンプル、寸法、重量、化学的安定性その他の技術仕様は参考情報として適用され、製品の一般的な印象を示すものです。
4. 売主は買主に対して、購入契約に基づいて合意されたいかなるサービスも、合理的な注意と技能をもって提供されることを保証するものとします。

第11条 不可抗力

1. 売主は、購入契約に定める義務の履行が不可抗力の結果として妨げられ、阻害され、または遅延した場合、当該履行の遅延または不履行について責任を負わないものとします。ここに定める「不可抗力」とは、売主の直接的な管理が及ばない事実または状況を意味し、これには（これらに限定されませんが）洪水、火災、爆発、落雷、テロ行為、輸送制限、汚染、汚染リスク、事業運営の混乱、生産手段の欠陥または損傷、ストライキまたはこれに類する行動、第三者の債務不履行、政府措置、ならびに原材料の不足または原材料もしくは半製品の供給停滞を含むものとします。
2. 不可抗力が(4)週間以上継続する場合、当事者の一方が他方の当事者に書面による通知を交付することにより、当該購入契約を解除することができるものとします。当該通知は受領と同時に効力を生じます。
3. 本条に基づいて購入契約が解除された場合において、売主が義務の一部を履行していた場合、買主は既に履行された作業に基づき、取り決められた代金の比例相当額を支払わなければなりません。

第12条 技術的及び法定要件

売主は、納品された製品が製造国の法令により規定される特定の技術的及び法定の要件または基準に適合することを保証するものとします。買主は、輸入先の国において効力を有する現地の技術的及び

法定の要件に製品が適合することを確認することなく、製品を輸入してはなりません。買主は、本条項の違反に伴い売主に生じた一切の責任、費用及び支出について売主を補償するものとします。

第 13 条 秘密保持

両当事者は、相手方の事前の書面による同意なしに、相手方の機密情報をいかなる第三者にも開示してはならないものとし、また、当該機密情報を購入契約の目的以外に使用してはならないものとします。

第 14 条 準拠法及び管轄

1. 売主が、商業契約を規定することができる法体系を有する国の州、省、またはその他の行政区域に法人登記されている場合、購入契約は当該行政区域の法に準拠し、それに従って解釈されるものとします。それ以外の場合は、本購入契約は売主が法人登記されている国の法律に準拠し、当該法律に従って解釈されるものとします。1980年4月11日にウィーンで署名された国際物品売買契約に関する国連条約（条約集1981年、184号及び1986年、61号）の適用は除外されます。
2. 本購入契約に基づく、あるいは当該契約に関連して生じるいかなる事項についても、当事者は、売主が法人登記されている州、省、またはその他の行政区域（該当する場合）の裁判所の専属管轄権、あるいは売主が法人登記されている国の裁判所の専属管轄権に、取り消し不能な形で服するものとします。

第 15 条 最終規定

1. 本購入契約のいずれかの条項について、管轄裁判所が何らかの理由で無効、違法または執行不能と判断した場合、当該条項は本購入契約のその他の条項から分離され、残りの条項は引き続き完全な効力を有するものとします。
2. 本一般販売条件の英語版は、いかなる翻訳版よりも優先されるものとします。

=====